

# 新たな食料・農業・農村基本計画 について

農林水産省大臣官房政策課

## はじめに

2015年(平成27年)3月31日に、農政の中長期のビジョンとなる、新たな食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)が閣議決定された。

新たな基本計画は、食料・農業・農村基本法(平成11年7月制定)に基づき決定された4回目の基本計画となる。食料・農業・農村政策審議会の企画部会における17回にわたる議論、現地視察、地方意見交換会を経て、3月24日の本審議会での答申を受けて決定されたものである(図-1)。

## 本基本計画の内容について

基本計画全体を簡単にご紹介した後、生産段階の技術・研究等に関連した記述についてご紹介する。

### まえがき

我が国の農業・農村においては、6次産業化や農林水産物・食品の輸出へのチャレンジ、若者を中心とした「田園回帰」といった新たな動きが広がっている一方で、農業就業者の高齢化や農地の荒廃など極めて厳しい状況に直面している。このため、基本計画では関係者の発想の転換や、改革の必要性についての認識の共有が求められていることなどを述べている。

こうした認識の下、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等で示された施策の方向等を踏まえつつ、食料・農

業・農村施策の改革を進め、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指していくこととしている。

## 第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

第1では、食料・農業・農村をめぐる情勢と、主な施策の評価と課題、施策を推進するに当たっての基本的な視点を示している。

具体的には、高齢化や人口減少、グローバル化などの観点から、情勢の変化や施策の評価と課題を整理している。その上で、現在が施策展開に当たっての大きな転換点であるとの認識に立ち、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じ、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、構造改革を後押ししつつ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として施策の改革を推進することとしている。

## 第2 食料自給率の目標

食料自給率目標については、前基本計画の検証結果を踏まえ、計画期間内における実現可能性を重視し、2025年(平成37年)度の目標としてカロリーベースでは現状39%から45%に、金額ベースでは現状65%から73%に引き上げる目標を設定している。

また、我が国の食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を新たに示している(図-2, 3)。これにより、

我が国の食料自給力の現状や過去からの動向についての認識を共有し、食料安全保障に関する国民的議論を深めたいと考えている。

## 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### (1) 食料の安定供給の確保に関する施策

食品の安全確保と、食品に対する消費者の信頼を確保するための取組を推進するとともに、食育や国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承等を推進することとしている。また、食料の安定供給という重要な役割を担っている農業や食品産業が、消費者の多様なニーズへの的確な対応や国内外の新たな需要の取り込み等を通じて健全に発展するため、6次産業化、農林水産物・食品の輸出、食品産業の海外展開等の取組を推進することとしている。

さらに、様々なりスク(我が国の食料の安定供給に影響を及ぼす可能性のある様々な要因)に対応した総合的な食料安全保障を確立するため、食料の安定供給に関するリスクの定期的な分析、評価や、不測時の具体的な対応手順の整備等を進めることとしている。

### (2) 農業の持続的な発展に関する施策

農業経営の法人化、新規就農の促進など担い手の育成・確保や、女性農業者が能力を最大限に発揮できる環境の整備を進める旨を明記するとともに、経営所得安定対策を着実に推進することとしている。

また、農地中間管理機構のフル稼働

## 新たな基本計画の構成

### 第1 施策推進の基本的な視点

○ 農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として食料・農業・農村施策の改革を着実に推進

- 基本法の基本理念の実現に向けた施策の安定性の確保
- 食料の安定供給の確保に向けた国民的議論の深化
- 需要や消費者視点に立脚した施策の展開
- 農業の担い手が活躍できる環境の整備
- 持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開
- 新たな可能性を切り拓く技術革新
- 農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出

### 第2 食料自給率の目標

食料自給率の目標

〔カロリーベース：39% (H25) → 45% (H37)〕  
〔生産額ベース：65% (H25) → 73% (H37)〕

食料自給力(食料の潜在生産能力)指標

### 第3 講ずべき施策

- 食料の安定供給の確保
- 農業の持続的な発展
- 農村の振興
- 東日本大震災からの復旧・復興
- 団体の再編整備

### 第4 施策推進に必要な事項

- 幅広い関係者の参画と関係府省の連携
- 施策の進捗管理と評価
- 財政措置の効率的かつ重点的な運用
- 国民的視点と地域の実態に即した施策の決定
- 効果的かつ効率的な施策の推進体制

### 参考 【基本計画と併せて策定】

- 農地の見直しと確保
- 農業構造の展望
- 農業経営等の展望
- 農林水産研究基本計画
- 魅力ある農山漁村づくりに向けて

### 中長期的な情勢の変化の見通し

#### 第1 食料・農業・農村をめぐる情勢

- 高齢化や人口減少の進行
- 世界の食料需給をめぐる環境変化、グローバル化の進展
- 社会構造等の変化と消費者ニーズの多様化
- 農地集積など農業・農村の構造変化
- 多様な可能性(国内外の新たな市場、ロボット技術等)
- 東日本大震災からの復旧・復興

評価と課題

#### これまでの食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法(平成11年7月制定)に基づき策定  
今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

- 平成12年3月決定 基本計画
- 平成17年3月決定 基本計画
- 平成22年3月決定 基本計画

おおむね5年ごとに見直し

「強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現

図-1 新たな基本計画の構成

## 食料自給力指標の姿(平成25年度)

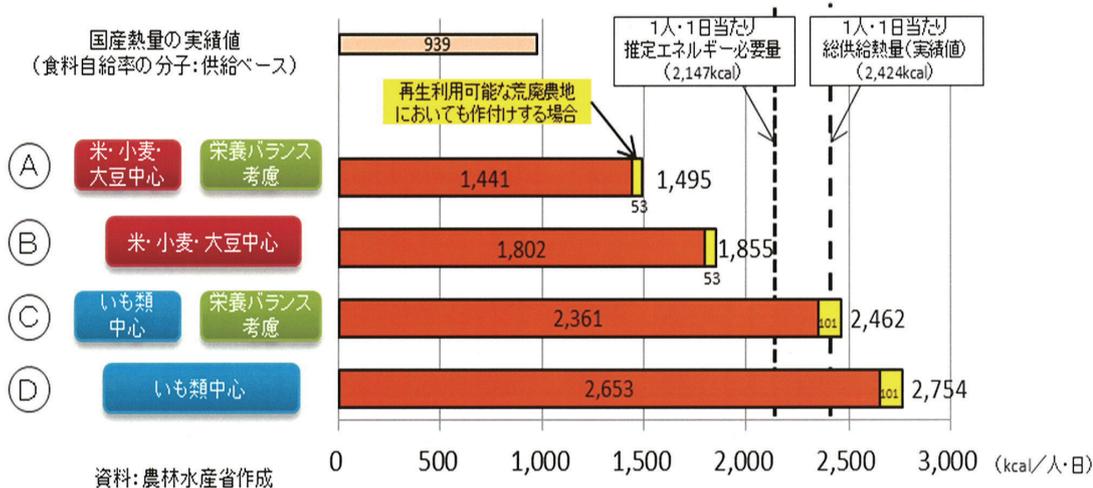


図-2 食料自給力指標の姿 (2013年)

## 食料自給力指標の推移

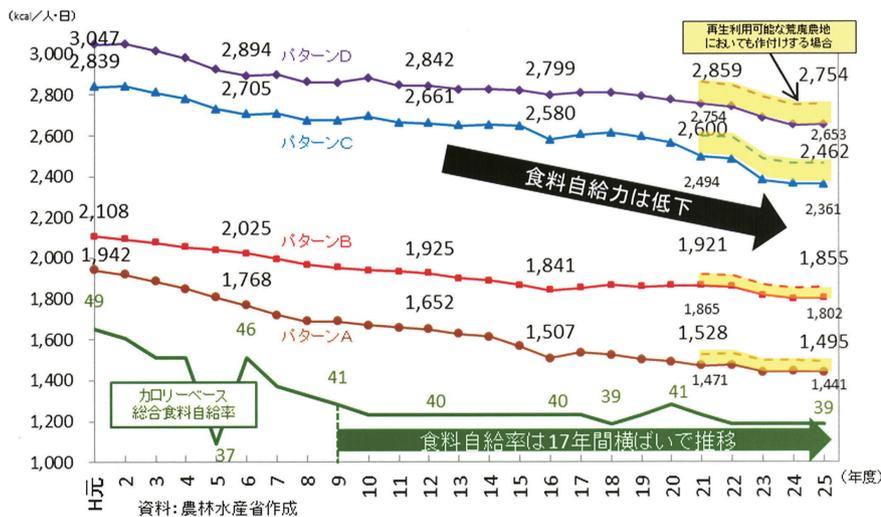


図-3 食料自給力指標の推移

の対応を図ることとしている。

また、農産物等を活かした新たな価値の創出、バイオマスを基軸とした新たな産業の振興、再生可能エネルギーの生産・利用、農村への関連産業の導入等を通じ、農村全体の雇用の確保と所得の向上を推進することとしている。

さらに、観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流を戦略的に推進するとともに、交流人口の増加を移住・定住へと発展させていく取組を推進することとしている。また、都市農業の有する多様な機能の発揮に向けて、持続的な振興を図ることとしている。

### (4) 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

地震・津波災害からの復旧・復興に向け、農地や農業用施設等の着実な復旧、将来を見据えた農地の大区画化等を進めるとともに、原発事故に伴う風評被害の払拭や、輸入規制の緩和・撤廃に向けた諸外国への働きかけなどに取り組むこととしている。

### (5) 団体の再編整備等に関する施策

食料・農業・農村に関する団体（農協、農業委員会等）が、その機能や役割を効果的かつ効率的に発揮できるようにしていくため、事業・組織の見直しを行うこととしている。

による担い手への農地集積・集約化と優良農地の確保、構造改革の加速化に資する農業生産基盤の整備等を推進することとしている。

さらに、米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大とともに、畜産クラスターの構築、園芸作物の供給力の強化などに取り組むこととしている。生産・流通現場の技術革新等については、現場のニーズを踏まえた研究開発と技術移転の加速化や、規模拡大、低コスト化等を可能とするため、スマート農業の実現等に向けた

取組を推進することとしている。

また、気候変動への対応など、農業分野の環境政策についても総合的に推進することとしている。

### (3) 農村の振興に関する施策

多面的機能の発揮を促進するため、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を着実に推進するとともに、地域コミュニティ機能を維持するため、生活サービス機能等を基幹集落へ集約した「小さな拠点」と周辺集落とのネットワーク化を推進することとしている。また、深刻化、広域化する鳥獣被害へ

表-1 ガイドラインに則した GAP の導入産地数  
(農林水産省調べ、平成 26 年 3 月末現在)

	ガイドライン*1に則したGAP導入産地数	GAP導入産地数に占める割合
5品目計	1010	37%
野菜	670	40%
米	96	36%
麦	78	38%
果樹	115	29%
大豆	51	32%

\*1：農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン

\*2：調査対象は、野菜、米、麦、果樹、大豆のGAP導入産地

#### 第4 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

国や自治体、農業者、消費者などの適切な役割分担の下、施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、「農林水産業・地域の活力創造本部」を活用して政府一体となって施策を推進することなどを明記している。

#### 生産段階の技術・研究等の記述について

生産段階の技術・研究等については、第3の1.に「国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼確保」、2.に「需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革」「コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等」と項目を整理している。

##### 1. 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼確保

食品の安全確保を図るための生産段階の取組として、生産資材について、安全性の向上、適正使用の推進、迅速な供給といった観点から、科学的知見に基づくリスク管理を効果的かつ効率的に実施することとしている。このため、肥料については、下水汚泥など国内未利用資源の肥料原料としての利用を拡大するため、肥料登録に必要な公定規格を速やかに設定するとともに、事業者による簡易で安価な分析法を活用した自主的な品質管理を促進するこ

ととしている。飼料については、原料の調達先国等の多様化への対応として、有害化学物質等による汚染実態の把握や監視・指導を実施するとともに、より効果的かつ効率的に安全を確保するため、これまでハザード（危害要因）ごとに整理されていた工程管理のガイドラインを統合し、事業者におけるGMP（適正製造規範）やHACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の導入を推進することとしている。農業については、より安全で有効な農薬を迅速に供給するため、農薬登録審査に当たって、国際的に用いられている方法を導入して科学的な審査を充実させるとともに、国際的な共同評価への参加等により審査を迅速化することとしている。動物用医薬品については、より安全で有効な動物用医薬品を迅速に供給するため、審査手続の見直しや審査資料の国際的な共通化を推進することとしている。

農業者や産地において、農業生産工程管理（GAP）の導入が進んでいるものの、取組の水準にばらつきが見られることから、農林水産省のガイドラインに則した一定水準以上のGAPの普及、拡大を推進することとしている（表-1）。

##### 2. 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

戦略作物の生産拡大に向けて、飼料用米については、全国、地方ブロック、各県（産地）段階に整備した関係機関からなる推進体制を活用し、米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組を推進することとしている。また、地域に応じた栽培体系を確立するため、多収性専用品種の開発と導入や新たな栽培技術の実証を推進することとしている。さらに、生産・流通コストの削減と安定的な供給・利用体制の構築を図るため、担い手への農地集積・集約化を加速化しつつ、既存施設の機能強化や再編整備、新たな施設、機械の導入等を推進するとともに、紙袋からフレキシブルコンテナや純バラ（トラックの荷台等に米をバラで直積み）での流通への転換、シャトル輸送（帰りの活用）、配合飼料工場を通じた供給体制の整備、畜産農家における利用体制の整備等を推進することとしている。

米粉用米については、多様な用途に対応した加工技術の改良、開発及びその普及による加工コストの低減、新たな米粉製品の開発等の取組を推進することとしている。

麦、大豆については、実需者ニーズに対応した生産・供給を推進するため、地域条件に適應する生育特性や加工適

## 主な戦略作物の生産拡大に向けた取組

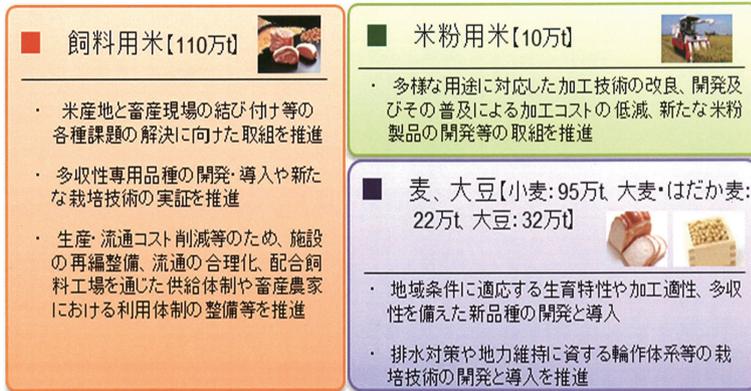


図-4 主な戦略作物の生産拡大に向けた取り組み

性、多収性を備えた新品種の開発と導入に取り組むとともに、圃場条件を踏まえた排水対策や地力維持に資する輪作体系等の栽培技術の開発と導入を推進することとしている（図-4）。

また、実需者ニーズ等に対応した園芸作物等の供給力の強化に向けて、野菜について、加工・業務用ニーズに対応した生産を推進するため、専用品種の開発と導入に取り組むとともに、収穫機の開発と導入などの機械化一貫体系の確立、土壌改良等の作柄安定技術の導入を推進することとしている。

花きについては、「花きの振興に関する法律」（平成26年法律第102号）に基づき、国内外の実需者ニーズを踏まえ、好まれる色や形質を持つ品種、日持ち性に優れた品種、低コスト生産が可能な栽培技術等の開発を推進することとしている。

### 3. コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等

規模拡大、省力化や低コスト化の実現に向けて、大規模経営に適合した省力栽培技術及び作期分散等が可能となる品種の開発と導入を推進することとしている。

また、拡大する加工・業務用需要や海外市場への対応など、実需者ニーズを踏まえた品質やブランド力など強みのある農産物づくりを推進するため、平成25年12月に策定された「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」に基づく取組を推進することとしている。

総合的病害虫・雑草管理（IPM）やGAPの導入により、栽培管理や営農管理の改善、合理化を進めることとしている。

さらに、気候変動に左右されにくい持続的な農業生産への転換を進めるため、高温等の影響の予測、回避、軽減策等をまとめた技術導入計画の策定を各産地に

促すとともに、高温等の影響を回避又は軽減できる適応技術や品種の開発と普及を推進することとしている。

収量の向上、高位安定化を図るため、土壌改良資材や有機物の投入により地力の強化を図るとともに、精密可変施肥（圃場中の土壌養分の分析結果に基づいて、施肥量をきめ細かく自動制御する技術）等の新たな技術の導入等を推進することとしている。

農業資材価格等の高騰に左右されにくい産地を形成するため、フレキシブルコンテナ肥料の利用や肥料原料としての安価な国内未利用資源（鶏糞焼却灰等）の利用など、資材費低減のための取組を推進することとしている。

## おわりに

今後、本基本計画に基づく施策を着実に推進していくために、関係者の皆様のご理解、ご協力をお願いします。（基本計画の詳細については、農林水産省のホームページ（[http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k\\_aratana/siryu.html](http://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/siryu.html)） をご覧ください。）